

## ～河南町と災害時の人的支援に関する協定を締結しました～



協定書への署名

(左:池田近畿財務局長、右:武田河南町長)



(中央左:池田近畿財務局長) (中央右:武田河南町長)

近畿財務局は、平成25年6月26日(水)に河南町と「災害時の人的支援に関する協定」を締結しました。

近畿財務局では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興支援として、これまでに東北地域の各自治体に派遣し、避難施設の運営補助や、り災証明の受付・発行等の自治体事務の補助を行ってきました。

この経験を踏まえ、近畿管内で災害救助法が適用される災害等が発生した場合に、管内自治体による円滑かつ迅速な災害復旧の一助として、簡素化した手続きによって職員の支援が可能となるよう、管内自治体との協定締結を進めています。

- ・ 協定の名称 災害時の人的支援に関する協定
- ・ 協定締結先 大阪府南河内郡河南町
- ・ 協定締結日 平成25年6月26日(水)
- ・ 支援内容 近畿財務局の職員派遣により、河南町が行う災害復旧にかかる事務及び作業を支援
  - (1) 避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等)
  - (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
  - (3) 有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業
  - (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
  - (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
  - (6) その他河南町職員の指示に基づく事務及び作業

今後においても、近畿管内の自治体との連携強化を図りながら、地域貢献に努めてまいります。

問い合わせ 近畿財務局総務部総務課  
06-6949-6390